

別表 1

	新規縁がわ立ち上げ枠	多機関連携枠
対象事業内容 (地域福祉活動)	補助率：2/3以内 補助上限：500千円 《補助対象メニュー》 ①見守り活動 ②生涯現役を支えるための健康づくり事業 ③買い物・移動支援事業 ④会食・配食サービス ⑤学びの縁がわ事業 ⑥その他、第4期計画の推進に寄与する事業	
+α ①ICTを取り入れた地域福祉活動 ②防災を意識した地域づくり	(嵩上げ) 補助率：2/3以内 補助上限額：750千円	
要件 (前提として、上記対象事業を実施すること)	以下の全ての要件を満たす事業 ・今年度から初めて実施する事業（既存事業の拡充は含まない） ・今後の持続性のある事業 ※これまで「縁がわ」登録のない団体が実施する事業のみ対象とする。	行政及び社会福祉協議会に加え、今年度から新たに地域福祉活動に取り組む複数の民間団体等と協力して実施する取組みの中で、以下のいずれかに該当するもの ・関係者間の活動等に係る情報共有や相互啓発活動 ・住民への情報発信や普及啓発活動 ・人材確保・育成のための研修 ・相談体制の整備や交流機会の創出等の当事者等への支援

【具体例】

○新規縁がわ立ち上げ枠

- ・現在縁がわの事業を行っていない団体等が、新規の縁がわ団体として今年度から地域の縁がわ活動を実施する。

○多機関連携枠

- ・現在単独で見守り活動に取り組んでいる団体等が、ネットワークを拡大させるため、行政や社会福祉協議会だけでなく、今年度新たに複数の民間団体（社会福祉協議会を除く）等と連携して見守り活動を実施する。
- ・現在会食・配食サービスに取り組んでいる団体等が、新たに買い物・移動支援事業に取り組むため、複数の民間団体（社会福祉協議会を除く）等への視察や意見交換会に参加する。